

(結 - 5号)

結核医療費公費負担制度の利用にあたって

本制度は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、患者様が安心して適正な医療を受けられるよう、医療費の一部又は全額を公費負担する制度です。
ただし、公費による医療を受けるためには、管轄保健所へ下記書類の提出が必要です。

結核医療費公費負担申請書

現在、入院中の病院様とご相談の上、必要事項を記載し病院様へ提出下さい。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条に係る家族状況調査表
次の点に注意しながら、本紙の(表)を記載下さい。

本調査書に同一世帯員 * として記載すべき家族は、次の 、 に該当する方です。

配偶者

生計を同一にする患者様の両親、子供、兄弟姉妹、等の絶対的扶養義務者 (民 877 条第 1 項)

* 患者様と同一住所の方は、原則として同一生計者とみなします。

住民票

調査表 - 本紙(表)に記載した世帯員全員が記載されている住民票を一部。

市役所又は町役場にて住民票の交付を受け、保健所又は病院に提出下さい。

所得税額を証明するもの

結核医療費の自己負担額認定は、調査票 - (表)面に記載された世帯員の所得税額の合算額により決定されます。以下を参考に世帯員全員の証明書を保健所又は病院に提出下さい。

区分	発行元	書類名称
・給与所得者 (サラリーマン)	勤務先	源泉徴収票
・申告所得者 (自営業・農業等)	税務署	所得税の納税証明書(その 1)
・年金受給のみ	社会保険事務所	源泉徴収票 (はがき)
・年金受給者で確定申告した方	税務署	所得税の納税証明書
・生活保護受給者	福祉事務所	生活保護受給者証明書
・申告無の者 (無職・扶養にある)	市役所、町役場	所得課税証明書

所得税額証明に係る諸注意

- (1) 給与所得と譲渡所得の両方がある場合は、源泉徴収票と所得税納税証明書の両方が必要です。
- (2) 納税証明書を税務署に求める場合は、証明手数料が不要の場合もあるので、税務署窓口にて結核医療の自己負担額認定のために用いることを告げて下さい。
郵送でも取得可能です。詳細は、担当職員にお問い合わせください。
- (3) 自己負担額認定においては、6月1日～12月31日に入院した者は前年の所得税額で、1月1日～5月31日に入院した者は前々年の所得税額により行ないます。故に、6月1日を跨ぎ入院する患者様におかれましては、6月1日時点で、自己負担額認定書類を再度、提出頂く必要がありますのでご了承下さい。
- (4) 所得課税証明書は、「所得」が無く「所得税」の証明が不可能な場合に使用します。

不明な点等は、各保健所の結核担当職員にお問い合わせ下さい。

(結 - 6号)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

第 37 条に係る家族状況調査表

調 査 年 月 日	平成	年	月	日現在
結核入院開始日	平成	年	月	日

患 者 氏 名	
入院医療機関名	

扶養義務者	代表者 氏 名	
	電 話	

番号	同一世帯員の氏名	性別	年齢	続柄	職業	所得税額
1		男 ・ 女		本人		円
2		男 ・ 女		配偶者		
3		男 ・ 女		患者の		
4		男 ・ 女		患者の		
5		男 ・ 女		患者の		
6		男 ・ 女		患者の		
7		男 ・ 女		患者の		
8		男 ・ 女		患者の		
9		男 ・ 女		患者の		
10		男 ・ 女		患者の		
所得税額の合計						